

びんご運動公園における民間活力導入に向けた取組について

1 要旨・目的

県立3公園について、Park-PFI（資料1）などの民間活力導入の可能性を検討するため、昨年度民間事業者から意見募集を行うとともに、個別ヒアリングを実施した。

このうち、びんご運動公園（資料2）において、公募設置管理制度（Park-PFI）導入に向けた検討を進める。

2 現状・背景

県立3公園についての、今後の戦略的な管理運営の方針として「ひろしま公園活性化プラン」を令和3年度に策定し、この中では「多様化するニーズを踏まえた魅力向上」や「経営的視点からのコスト適正化・収入増への取組」等を基本方針として掲げており、この方策として、民間活力の導入による公園の魅力向上などを検討することとしている。

3 概要

(1) 対象者

—

(2) 事業内容（資料3）

ア 事業スキーム案

事業期間を最長20年とし、Park-PFI制度による公園施設の整備・管理運営及び指定管理者制度による公園全体の管理運営を併用し、一体で公募する。

イ 基本計画案

(ア) 「宿泊機能」強化ゾーン

尾道市街地やしまなみを一望できる立地特性を活かすため、既存のオートキャンプ場エリアを活用した新たな宿泊施設（公募対象公園施設とする予定：有料施設）を整備するなどし、宿泊機能を強化する。

(イ) 「新たなスポーツ機能」強化ゾーン

広域的な集客が望める高速道路網の結節点に近い立地を活かし、スポーツ施設の充実・強化を図るため、アーバンスポーツに対応した施設（特定公園施設とする予定：有料施設）を整備するなどし、スポーツ機能を強化する。

(ウ) 「飲食機能」強化ゾーン

公園利用者の滞在時間延伸のため、指定管理者と協議、調整しながら、移動販売車等の誘致を進めるなどし、飲食機能を強化する。

(3) スケジュール

令和8年度に指定管理者が切り替わる時期となるため、以下のスケジュールで進める。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公募設置等指針等作成	←-----→			
事業者(新指定管理者)公募・選定		←-----→		
事業者による設計・工事			←-----→	
指定管理・運営開始		(現行指定管理)	-----→	(新指定管理)

1 公募設置管理制度 (Park-PFI) の概要

- ・平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設 (※1) の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設 (※2) の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
- ・事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

2 公募設置管理制度 (Park-PFI) の特例措置

(1) 設置管理許可期間の特例

設置管理許可の期間は最長 10 年であるが、公募設置管理制度に基づき選定された事業者は、上限 20 年の範囲内で設置管理許可を受けることが可能。

(2) 建ぺい率の特例

都市公園では、オープンスペースの確保のため公園施設の建ぺい率を規定 (原則 2%) しているが、公募対象公園施設等を設置する場合は 10% までの範囲で上乘せが可能。

(3) 占用物件の特例

都市公園を占用できる物件は、法令で限定されているが、選定事業者は、自動車駐輪場などを占用物件 (利便増進施設) として設置できる。



2-1. 県立びんご運動公園 概要

公園面積	87.6ha
事業費	約216億円
開園	平成5年10月～
整備内容	昭和58年度（1983年度）～ スポーツゾーン → 28.0ha 健康運動ゾーン → 23.2ha 野外活動ゾーン → 36.4ha



2-2. 県立びんご運動公園 既存施設



アリーナ



陸上競技場



テニスコート



野球場



球技場



プール



冒険の森



ジャンプ台



多目的広場



オートキャンプ場



大型遊具



中央広場

3-1. 基本計画案（機能強化の方向性）

（ア）「宿泊機能」の強化

既存のキャンプ場エリアを活用した新たな宿泊施設を整備するなどし、宿泊機能を強化する。

（イ）「新たなスポーツ機能」の強化

スポーツ施設の充実・強化を図るため、アーバンスポーツに対応した施設を整備するなどし、スポーツ機能を強化する。

（ウ）「飲食機能」の強化

公園利用者の滞在時間延伸のため、移動販売車等の誘致を進めるなどし、飲食機能を強化する。

